

Contents

AIPPI Committee

- ・知的財産権の行使（2004/48/EC 指令）に関する欧州委員会レポートについてのパブリックコメントに対し、AIPPI が意見を提出

行使指令の目的は、欧州連合域内において、知的財産権の行使に関する国内法のハーモナイゼーションを図ることであり、AIPPI は提出した意見書の中で、この目的を支持しています。パブリックコメントの対象となった 2 つの分野は、デジタル環境の具体的な課題と差止命令であったため、AIPPI はこれらの分野における最近の作業に関する情報を提供しました。

(*Sarah Matheson, Deputy Reporter General*)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/AIPPI_Submission.html)

今後の行事

- ・INTA 年次総会における AIPPI ブースー2011年5月14日～18日、サンフランシスコ

AIPPI は INTA 年次総会に出展します。展示ホールの 712 番ブースへお越しになれば、インドのハイデラバードと韓国の仁川（AIPPI 国際会議の 2011 年、2012 年の開催地）に関する情報やグッズを入手することができます。

(*AIPPI General Secretariat*)

・2011年MIP中国・国際知財フォーラム－2011年6月21日、22日、北京

AIPPIのメディアパートナーであるManaging IPからのお知らせです。今年も北京において、中国・国際知財フォーラムを開催します。AIPPI会員様限定の特典として、法律事務所の方は登録費を半額とさせていただきます。完全2カ国語対応で開催する本フォーラムは、中国の知的財産権利者の皆様にとって、世界各国の権利者の話を聞き、他の法域の知財制度を理解し、最新の法的な問題について知るとともに、知財ポートフォリオを構築する際の戦略について話し合うことができる絶好の機会です。セミナーの講師陣は、Benoit Battistelli氏（EPO）、James Pooley氏（WIPO）、Nancy Kremers氏（USPTO）、楊翰輝氏（中国商務部）をはじめとする、そうそうたる顔ぶれです。

フォーラムのプログラムは[こちら](#)からダウンロードできます。

(Managing Intellectual Property)

(英語版詳細：<http://www.managingip.com/cnipforum11>)

・AIPPIフォーラム&執行委員会－2011年10月13日～19日、ハイデラバード

[AIPPIフォーラム&執行委員会（ハイデラバード）のスポンサーについてのお知らせ](#)
(AIPPI General Secretariat)

・AIPPIフォーラム&執行委員会－2011年10月13日～19日、ハイデラバード

[いますぐ参加登録の上、ぜひご参加ください。](#)
(AIPPI General Secretariat)

各国部会

・トルコおよび国際的な視点による知的財産法セミナー（2011年4月8日、9日、イスタンブール）についての報告

今回のセミナーは、歴史の浅いAIPPIトルコ部会が本部と共同で開催した初めての国際セミナーでしたが、トルコおよび外国の裁判官を迎えて実施した特許・商標の模擬

裁判を含め、成功させることができました。参加者も、イタリア、スイス、ドイツ、ベルギー、スペイン、ロシア、ウクライナ、ハンガリー、ブルガリア、エジプトなどの国々からお越しいただきました。

(Nazli Korkut, President of Turkish Group)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/IP_Law_Seminar.html)

・ AIPPI アルゼンチン部会の新たなイベント会場

AIPPI アルゼンチン部会は、国内最大の工業所有権代理人組織であるアルゼンチン工業所有権代理人協会 (AAAPI) との間で交わした協定により、部会の行事に利用できる新たな会場を確保しました。この会場はアルゼンチン部会の全会員が参加する会議にも対応できます。先ごろ、この施設が開館し、全会員が招待されました。今後この会場で開催する部会の行事もすでに計画中です。

(Gastón Richelet, Argentinean Group Reporter)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/Argentinean_Group.html)

記事・解説

・ オーストラリアにおける知財法の大規模な改正案

2011年3月、IP オーストラリアは、知的財産法改正案の公開草案を、詳細な付帯覚書とともに公表しました。これにより、過去一年の間に、IP オーストラリアによる一連の検討資料の発表から始まったプロセスも最終段階に入りました。

特許法においては、進歩性のテスト、米国型の有用性要件を含む開示要件の拡大、仮出願の開示要件の拡大、実験での使用に対する具体的な例外の設定、特許庁に対する立証責任についての改正など、さまざまな分野に対して重要な改正が提案されています。

(Peter Franke, Franke Hyland, Sydney, Australia)

(英語版詳細 :

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/IP_law_in_Australia.html)

・映画の違法コピーを提供するウェブサイトへのリンクやインデックスの削除を Yahoo に命令

ローマ裁判所は Yahoo に対し、アスガル・ファルハーディー監督作品「彼女が消えた浜辺」の違法コピーを提供するウェブサイトへのリンクやインデックスを削除するよう命じました。この判決は、インターネット検索エンジンに対して大きな影響を及ぼすことになりそうです。

判決では、表示されるリンク先のサイトにあるコンテンツについて、検索エンジン側で予防的な管理を行うことはできないが、あるウェブサイトのコンテンツが他者の知的財産権を侵害していると通知を受けた場合には、その侵害サイトへのリンクやインデックスを速やかに削除しなければならず、さもなければ侵害幫助責任を問われるとしています。

(*Barbara Sartori, CBA Studio Legale e Tributario, Italy*)

(英語版詳細：<http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/Yahoo.html>)

・マウス抗体とキメラ抗体に限定した明細書の記載不備により、完全ヒト抗体に対するクレームに CAFC が無効判断

米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) は Centocor v. Abbott 事件の判決において、関節リウマチに使用する腫瘍壊死因子に対して特異性のある完全ヒト型モノクローナル抗体に係る、ヒュミラ(R) (一般名：アダリムマブ) に対して主張された特許を、記載不備により無効としました。CAFC は、完全ヒト型抗体について、望ましい特徴を用いて説明した記載が明細書にないため、クレームが単なる特性のウィッシュリストになっていると判断しましたが、一方で、実施例、つまり現実の実施化については、記載要件を満たす必要はなく、望ましい結果を主張することは、実施することと同一ではないと認定しました。換言すれば、解決策を実現するための実際の貢献 (この場合では、完全ヒト型抗体を実際に作成する作業) をすることなく、認識された問題に対する解決策を主張することは、特許法が奨励・保護しようとしている種類の活動ではない、ということです。

(*Charles A. Weiss, Kenyon & Kenyon LLP New York, U.S.A.*)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/Federal_Circuit.html)

・ニュージーランドとオーストラリアの特許審査の単一化

2011年2月16日(水)、ニュージーランドのジョン・キー首相とオーストラリアの

ジュリア・ギラード首相は、両国間の知的財産法のハーモナイゼーションにおける進展について発表しました。これは今後 5 年間に於けるトランス・タスマン（豪-NZ）単一経済市場の実現に向けた取り組みの一環です。

(Philip Thoreau, Partner – Patent & Trade Mark Attorney, New Zealand)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/New_Zealand.html)

・ポーランド議会イノベーション・最新技術委員会とポーランド特許庁の合同会議に関する報告

2011年2月23日、ポーランド議会イノベーション・最新技術委員会とポーランド特許庁の合同会議が執り行われ、AIPPIポーランド部会も招待を受けて出席しました。

(Janusz Fiolka, Dr Janusz Fiolka Patent Attorney Office, Poland)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/Parliamentary_Innovation.html)

・望みはあるか – EU 特許裁判所に関する ECJ の見解の影響についての議論

ドイツの Patent Litigator である Winfried Tilmann 氏(デュッセルドルフ)と Jochen Pagenberg 氏(ミュンヘン)が、欧州特許弁理士協会 (EPLAW) の特許ブログのページで、ブログの連載を同時に開始しました。両者の意見は異なりますが、次第に歩み寄りつつあります。欧州特許と統一特許について判断する権限を備えた EU 特許裁判所の機能と有効な枠組みを見出すことができるよう、他の法域からも専門家が加わり、欧州司法裁判所 (ECJ) の見解について徹底した分析を行うことが望まれます。

(Eric De Gryse, Simont Braun, Secretary of EPLAW, Brussels)

(英語版詳細：

http://www.aippi.org/enews/2011/edition18/EU_Patent_Court.html)

フィードバック

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.org までメールでお寄せください。

・ 寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-News の [編集ポリシー／ガイドライン](#) に準拠していただくようお願いします。

e-News は、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen

作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Charters Macdonald-Brown

Members：

Alan J. Kasper

Klaus Haft

Jehyun Kim

Kristian Fredrikson

Raffaella Arista

Martin Michaus

Carolyn Harris

Gaston Richelet

Emmanuel Larrere

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。